休眠預金等活用法の施行に伴う預金規定　追記（預金の異動事由等）

１．（休眠預金等活用法の対象預金）

この預金規定追記は、当行預金商品のうち、当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、別段預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金（大口定期）、変動金利定期預金、積立定期預金、通知預金、定期積金、（新）総合口座、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金を対象とします。

２．（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、上記第１条に記載の預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

Ａ．公告の対象となる預金であるかの該当性

Ｂ．預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

⑤総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①上記第２条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた日

Ａ．預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

（ａ）公告の対象となる預金であるかの該当性

（ｂ）預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

Ｂ．預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

Ｃ．総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと

Ｄ．当行が預金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

４．（複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）の最終異動日等に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第３条第２項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

②この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

（５）本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、第５条により本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

以　　上